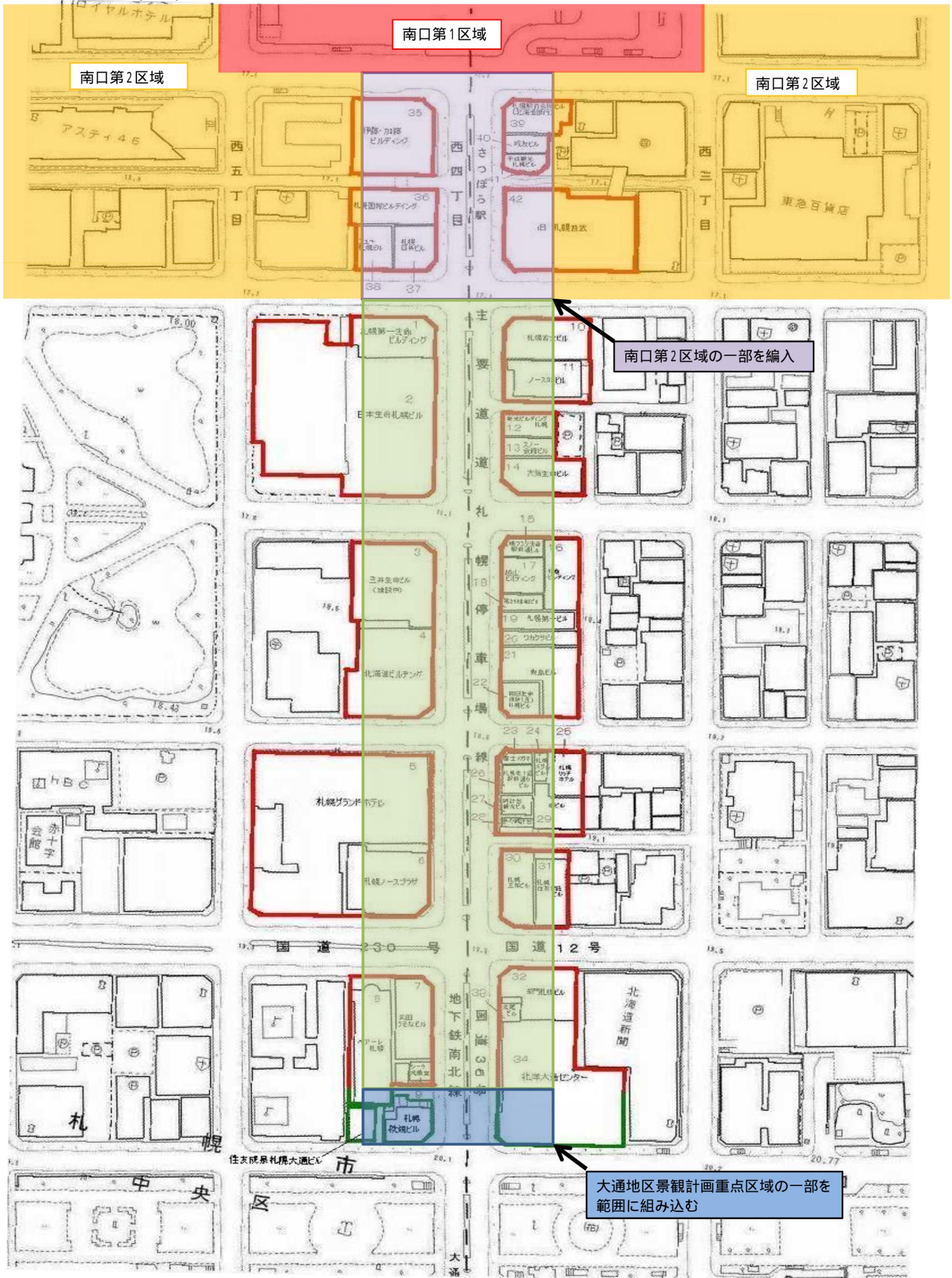


区域図(案)



本区域図は、平成21年度地区指定検討委員会で示された意見をもとにしたものである。
 ・区域の東西の範囲について：都市計画道路「札幌駅前通」の東西の道路境界からそれぞれ外側に30mのラインとする。
 ただし、建物が当該ラインに少しでもかかっている場合は、駅前通に面しているか否かに拘わらず、当該建物(敷地含む)に設置された広告について全て対象とする。
 ・札幌駅南口地区第2区域より、図紫色部分を当該地区に編入する。
 ・指定区域の南端を、都市計画道路「大通」北側の道路境界まで拡大する。(図青色部分)
 (緑の線は、「大通地区景観計画重点区域」の適用を受ける範囲)

区域の東西の30mラインは暫定(イメージ)であり、実測したものではない。

資料2